

令和8年度 浮島1期地区及びその周辺における排水計画等基本検討業務委託
特記仕様書

第1条（適用範囲）

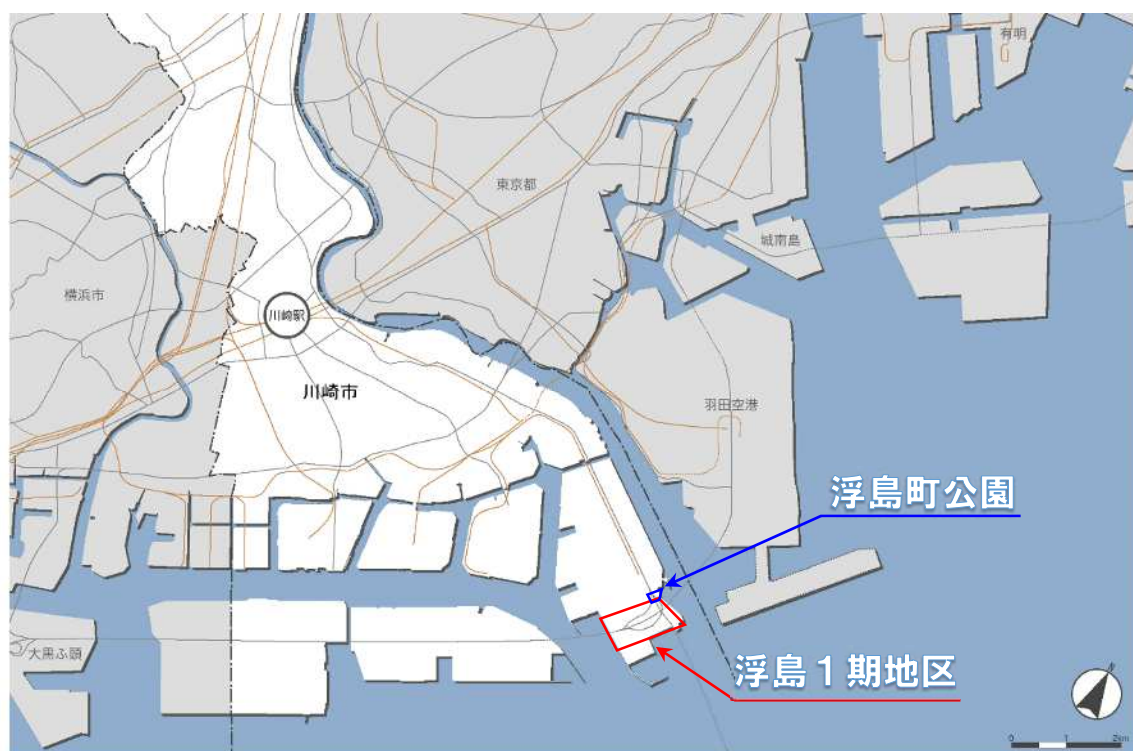
本仕様書は、「令和8年度 浮島1期地区及びその周辺における排水計画等基本検討業務委託」に関する内容について適用する。

- 2 本業務の遂行に当たっては、川崎市契約条例、同規則、委託契約書及び本特記仕様書並びに本市監督員の指示に従って行うものとする。

第2条（業務履行場所）

業務履行場所は川崎市川崎区浮島町地内における浮島1期地区全体及び浮島町公園とする。

なお、土地利用対象範囲（予定）は、エリア①（市民利用・緑地ゾーン）、エリア②（太陽光パネル設置ゾーン）、エリア③（港湾・臨空関連ゾーン）及び隣接する『浮島町公園』を前提とする。



第3条（業務背景及び目的）

本市は、人口増加に伴う市街地の過密化や宅地開発などによる一般廃棄物や産業廃棄物の増大、公共事業により発生する建設発生土や浚渫土砂の増大に対応するため、川崎区浮島町の地先海面を廃棄物埋立処分場とし、昭和 53 年に浮島 1 期埋立事業を開始した。その後、同事業は平成 8 年 3 月に竣工し、浮島町地先には、約 93ha の土地（以下「浮島 1 期地区」という。）が造成された。

浮島 1 期地区については、平成 18 年 2 月に策定した「浮島 1 期埋立地暫定土地利用基本方針」に基づき、浮島太陽光発電所の設置や民間事業者への貸付等、暫定的な土地利用を進めてきた。また、将来的な本格利用に向けた方向性等を示すため、平成 28 年 3 月に「浮島 1 期地区土地利用基本方針」を策定している。

さらに、近年の事業を取り巻く環境変化等を踏まえ、令和 8 年 5 月には「浮島 1 期地区活用検討にあたっての基本的な考え方」を新たにとりまとめたところである。

本業務は、民間事業者の参入を視野に入れた浮島 1 期地区の本格的な活用を推進するため、土地活用しやすい基盤条件の整理を行うことを目的とする。具体的には、既存インフラの基礎調査を行うとともに、地区全体の排水計画及びこれと整合する造成計画について、基本的な方向性及び課題をとりまとめ、今後の設計に資する概略検討を行うものである。

第4条（一般事項）

受託者は、監督員と常に密接な連絡をとり、その指示を受けなければならない。

- 2 受託者は、本業務の実施に際して、技術的責任を有する者及び総括する者を定め、その経歴書を提出しなければならない。
- 3 受託者は、調査等の実施状況について監督員が報告を求めたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 4 受託者は作業の実施に当たり、市から貸与した物品、資料等については、受託者の自己責任の下に管理及び返却を行い、その内容は他に漏らしてはならない。

第5条（実施体制及び作業計画）

受託者は、作業計画（作業工程表、組織表、作業方法等）を作成し、監督員に提出するものとする。

第6条（秘密の保持）

受託者は業務上知り得た情報等については、いかなる理由があっても川崎市の了解なしに第三者に漏らしてはならない。

第7条（業務内容）

業務内容は次によるものとする。

（1） 計画準備

業務の目的及び内容を十分に理解した上で、上位・関連計画及び各種関連資料を整理・把握し、業務の進め方、検討項目及び検討手順を整理した業務計画書を作成すること。

（2） 現地踏査

業務に先立ち、基礎調査を整理するにあたっての現地状況の把握を行うこと。なお、現地踏査を実施するにあたっては監督員と合同で立ち入ることとする。

(3) 既存インフラ基礎調査

浮島1期地区及び浮島町公園の将来的な土地活用を想定し、上下水道、電気、ガス等の既存インフラについて、整備状況、引込み状況、処理能力等を整理すること。なお、既存インフラを整理するにあたっての基礎資料は本市より提供する。

(4) 雨水排水計画の方向性検討

浮島1期地区および浮島町公園全体の土地利用を想定し、周辺区域への浸水影響や既存排水施設の能力等を踏まえ、排水に係る課題を整理し、雨水排水計画の基本的な方向性をとりまとめること。

(5) 造成計画の方向性検討

港湾局において検討している護岸改修や「(4) 雨水排水計画の方向性検討」の結果を踏まえ、土地活用を行う際の造成計画について、考え得る手法や制約条件を整理し、造成計画の方向性を検討すること。なお、既存道路からのアクセスを基本として造成計画を検討すること。

(6) 民間活用を想定した場合の課題整理

上記までの検討を踏まえ、民間活用等を前提とした本格的な土地活用を進めるにあたり、インフラ等基盤整備に係る次年度以降の設計に向けた課題を整理し、とりまとめること。

第8条（打合せ）

本業務における打合せは、対面3回（業務着手時、中間時及び成果物納入時）の他、必要に応じて随時実施するものとする。

第9条（成果品）

受託者は下記成果品一覧に基づき監督員の指示に従って編集し、提出しなければならない。

2 受託者は成果品の引渡し後であっても、不備等が発見された場合は、監督員の指示により迅速に修正等を行う。なお、これに係る経費は受託者の負担によるものとする。

3 成果品は委託機関の所有とし、委託機関の承諾なく他に公表若しくは貸与又は使用してはならない。

＜成果品一覧＞

- ① 報告書（A4版製本 カラー含む） 1部
- ② 電子媒体（DVD等） 2枚（正副）
- ③ その他、収集または作成した資料、データ 一式

※ DVD等には下記ラベルを貼ること。

2026年度	令和8年度 浮島1期地区及びその周辺における排水計画等基本検討業務委託
委託機関名	川崎市臨海部国際戦略本部基盤整備推進部
作業機関名	○ ○ ○ ○ ○

第10条（委託期間）

委託期間は、契約締結日から令和9年3月19日までとする。

第 11 条（その他）

受託者はこの仕様書に定めがない事項又はこの仕様書に関して疑義が生じた事項については、必要に応じて双方協議して定めるものとする。